

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の変更について

1. 基本計画の変更を行う理由

(1) 受入対象区域の変更

平成 18 年 3 月 27 日の国土交通省及び環境省の両大臣の認可後、平成 19 年 3 月 12 日、受入対象区域内の京都府相楽郡木津町、加茂町、山城町の 3 町が合併し、木津川市となったことにより、受入対象区域を 177 市町村から 175 市町村に変更する。

また、平成 18 年 4 月 1 日、和歌山県那賀郡岩出町が市制を施行し、岩出市となったため、受入対象区域内の市町村名の変更を行う。

(2) 廃棄物の種類及び量の変更

1) 神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場の廃棄物の種類及び量の変更

大阪沖埋立処分場の本格的な受入れ開始時期の遅れに伴い、神戸沖埋立処分場で受入れた大阪側の産業廃棄物相当量を大阪沖埋立処分場と神戸沖埋立処分場の間で調整をするため変更を行う。

2) 尼崎沖埋立処分場の廃棄物の種類及び量の変更

尼崎沖埋立処分場では、平成 23 年度の埋立竣工を目指しているが、近年浚渫土砂の受入量が減少傾向にある一方、公共工事から発生する陸上残土の受入が必要であることから、尼崎沖埋立処分場で受入れる陸上残土と浚渫土砂の量について変更する。

(2) 広域処理場において処理する廃棄物の種類・量

(単位：万 m³)

埋立場所名	一般廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
泉大津沖埋立処分場	390	720	1,270	720	3,100
尼崎沖埋立処分場	220	290	(630) 700	(460) 390	1,600
神戸沖埋立処分場	(800) 730	(400) 470	300	0	1,500
大阪沖埋立処分場	(770) 840	(350) 280	280	0	1,400
合計	2,180	1,760	(2,480) 2,550	(1,180) 1,110	7,600

(注) ()内は変更前の数量である。

2. 基本計画の変更箇所の概要

(1) 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域

近畿 2 府 4 県 175 市町村 < 100 市 75 町村 > (177 市町村 < 98 市 79 町村 >)

滋賀県	13 市 13 町	大阪府	33 市 10 町村	奈良県	12 市 22 町村
京都府	(9 市 12 町村) 10 市 9 町村	兵庫県	25 市 9 町	和歌山県	(6 市 13 町) 7 市 12 町

(注) ()内は変更前の数量である。

3. 基本計画変更に係るスケジュール

H21 年 10 月 8 日	関係団体 (2 府 4 県 ・ 4 港湾管理者) 協議開始
10 月 27 日 ~ 11 月 16 日	基本計画 (案) の公表 ・ 縦覧
12 月	大阪湾広域臨海環境整備センター理事会等議決 (基本計画書作成) (予定)
H22 年 1 月	国土交通 ・ 環境大臣認可申請 (予定)
3 月	交通政策審議会港湾分科会 (予定)
3 月	国土交通 ・ 環境大臣認可 (予定)

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画（フェニックス計画）の概要

1 フェニックス計画の目的

大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。
 港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充を図ること。
 新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与すること。

2 フェニックス計画の経緯

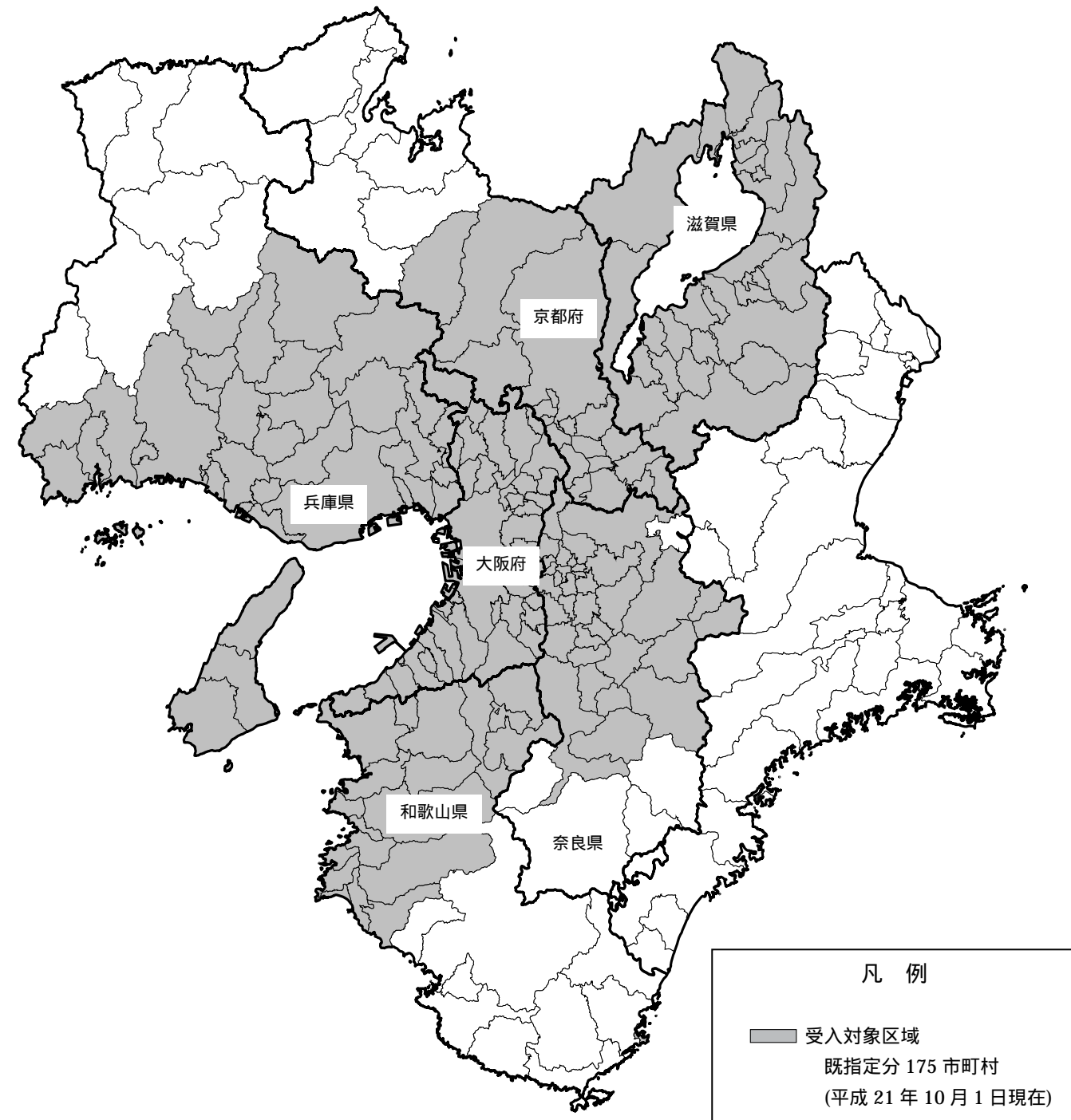
- 昭和 56 年 12 月 「広域臨海環境整備センター法」の施行
- 昭和 57 年 3 月 「大阪湾広域臨海環境整備センター」の設立
- 昭和 60 年 12 月 基本計画の厚生・運輸両大臣の認可
(尼崎沖埋立処分場・泉大津沖埋立処分場の位置づけ)
- 平成 2 年 1 月 尼崎沖埋立処分場の受入開始
- 平成 4 年 1 月 泉大津沖埋立処分場の受入開始
- 平成 9 年 3 月 基本計画変更の大臣認可
(神戸沖埋立処分場の位置づけ、埋立期間延伸、受入対象区域の追加)
- 平成 12 年 3 月 基本計画変更の大臣認可 (大阪沖埋立処分場の位置づけ、埋立期間延伸)
- 平成 13 年 11 月 基本計画変更の大臣認可 (受入対象区域の追加、埋立期間延伸)
- 平成 13 年 12 月 神戸沖埋立処分場の受入開始
- 平成 18 年 3 月 基本計画変更の大臣認可
(受入対象区域の追加、廃棄物の種類及び量の変更、埋立期間延伸)
- 平成 21 年 10 月 大阪沖埋立処分場の受入開始

3 埋立の進捗状況

平成 21 年 3 月末現在

処分場名	区画	面積 (ha)	計画量 (千 m ³)	進捗率
尼崎沖埋立処分場	管理型	33	5,000	92.3%
	安定型	80	11,000	97.0%
	全体	113	16,000	95.6%
泉大津沖埋立処分場	管理型	67	11,000	94.7%
	安定型	136	20,000	79.3%
	全体	203	31,000	84.7%
神戸沖埋立処分場	管理型	88	15,000	54.9%
大阪沖埋立処分場	管理型	95	14,000	
全体		499	76,000	65.4%

注) 尼崎沖・泉大津沖埋立処分場の管理型区画については、平成 13 年度に管理型廃棄物の受入を終了している。



受入対象区域図